

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

《企業版ふるさと納税の仕組み》

ふるさと納税は「納税」という名称ですが、住民税の納付ではなく「寄附金」制度のひとつであり、地方自治体の事業に寄附した金額が、経費扱いになり、法人税や法人住民税の節税効果があります。

《今回の改正点は》

2016年度からの導入が検討されている案では、ふるさと納税の寄付金額の控除がこれまでの2倍になるという、個人のふるさと納税の制度とも大きく異なるものになっています。

具体的には、寄付金のさらに3割を税額から控除する方針であるということです。現行制度では寄付金額に法人実効税率約30%＝約3割を控除されますが、それにプラス3割が加わることで、寄付した金額の約6割が法人税・法人住民税から控除されます。

《企業が注意すべきポイント》

- ・ 企業版ふるさと納税は地方活性化の一つとして検討されている政策なので、企業の本社の所在地等や、財政的に豊かな自治体への寄附は対象外になり、対象となる自治体が限定される予定です。
- ・ 企業が行う寄附は本来の事業活動とは関係がないため、企業版ふるさと納税を行うメリットや影響について株主等の理解を得る必要があるといえます。
- ・ 個人版のふるさと納税とは、趣旨・内容ともに大きく異なるものなので、企業版ふるさと納税は「見返り」となる便宜供与は禁止される見込みです。